

経済産業省中小企業庁で職業紹介事業者対象の「一時支援金」(緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金)の申請受付が始まっています。

2021年1月に発令された緊急事態宣言下で、飲食店と取引関係があり、売上が50%以上減少した職業紹介事業者や、不要不急の外出・移動の自粛により売上が50%以上減少した職業紹介事業者は「一時支援金」(緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金)の対象になります。

- 1 給付額 「一時支援金」の上限額 中小企業等 60万円
個人事業者等 30万円
- 2 対象期間 2021年1月～3月
- 3 申請期間 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

詳しくは、下記をご覧ください。

記

- 1 [「一時支援金」事務局ホームページ](#)
閲覧推奨ブラウザ: Google Chrome 又は Microsoft Edge 最新版
- 2 [経済産業省中小企業庁「一時支援金」ページ](#)
- 3 [3月22日版「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の詳細について」\(42ページ\)](#)

2021年3月23日